

平成27年12月16日

報道関係者 各位

政策企画課長

島原ふるさと創生 島原守護神キャラクター「しまばらん」及び
ロゴマークの使用について

漫画「妖怪ウォッチ」の作者で、島原市出身の漫画家・小西紀行氏制作の島原ふるさと創生 島原守護神キャラクター「しまばらん」について、島原市の地域活性化のため、民間事業者など多くの皆様に幅広く活用していただくため、キャラクター及びロゴマークの使用取扱いについて、使用取扱い要綱を定めましたので下記のとおりお知らせします。

記

○要綱の名称

島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター「しまばらん」及びロゴマーク使用取
扱要綱

○申請方法等

別添のとおり

○使用料

無料

○その他

要綱及び申請書、画像データは島原市ホームページよりダウンロードできます

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市

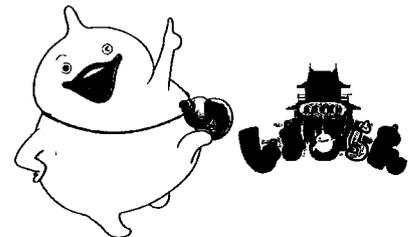


担当 島原市 市長公室 しまばらん窓口

担当 柴田・古賀

電話 0957-63-1111 (内線 141)

E-mail seisaku@city.shimabara.lg.jp



島原守護神キャラクター
「しまばらん」



しまばらんの使用について



申請手続き

しまばらんのイラストやロゴを使用する場合は、個人、または限られた範囲内で使用する場合を除いて必ず事前に島原市に申請を行い承認を受ける必要がありますので、以下の手順で市長公室しまばらん窓口へ申請してください。

- ①申請書に、利用する商品等のデザイン案を添付し、しまばらん窓口へ提出してください。
(申請書は島原市の HP よりダウンロードできます。)
- ②受付完了後、しまばらん窓口にて審査を行います。
この段階で修正などの必要が生じた場合はご連絡させていただきます。
- ③しまばらん窓口の審査後、使用承認書を発行いたします。
承認書がお手元に届きましたら、使用が可能になります。

デザイン
作成

申請

審査
・
修正

使用許可

お手数ですが、1アイテム1申請になりますので商品の種類ごとに同じ申請書が必要になります。



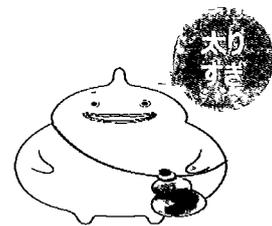
申請書提出・お問合せ先

お手数ですが、申請書の提出は郵送又は持参をお願いします。

〒855-8555 長崎県島原市上の町 537 番地 島原市役所市長公室しまばらん窓口
 TEL:0957-62-8012 FAX:0957-62-8115
 e-mail:seisaku@city.shimabara.lg.jp

申請時のご注意

- ・しまばらんの変形は認められません。作成時には注意してください。
- ・また、色もできる限り近い色を使用してください。
- ・申請をしてから承認がおりるまで 10 日程度かかりますので、あらかじめご了承ください。



島原市告示第150号

島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター「しまばらん」及びロゴマーク 使用取扱要綱を次のように定める。

平成27年12月8日

島原市長 古川 隆三郎

島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター「しまばらん」及びロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター「しまばらん」及びロゴマーク（以下「キャラクター等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクター等とは、別紙に定めるキャラクター等の基本デザイン及び市長が別に定める展開デザインをいう。

(使用承認の申請)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者は、キャラクター等使用承認申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は他の地方公共団体が広報又はそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の関係機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) キャラクター等のイメージを損ない、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 申請者が自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 市が特定の個人、政党、宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解

を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(6) 使用者が不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれのあるとき。

(7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。

(8) その他市長が使用について不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりキャラクター等の使用を承認したときは、キャラクター等使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（使用の不承認）

第5条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当し、使用を承認することが不適當と認められたときは、キャラクター等使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクター等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途にのみ使用し、市長の指示する条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状、形式等に従って正しく使用すること。

(3) これを譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 承認に係る物品等の完成品を速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

（承認内容の変更申請）

第8条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、キャラクター等使用内容変更承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請について、変更することが適当と認められたときは、キャラクター等使用内容変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第9条 市長は、使用者がこの要綱及び承認された内容に違反していると認められたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対してキャラクター等使用承認取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（キャラクター等に関する権利）

第10条 キャラクター等に関する一切の権利は、島原市に属する。

(損失補償等の責任)

第11条 市は、キャラクター等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、キャラクター等を使用し作成した物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者がキャラクター等の使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

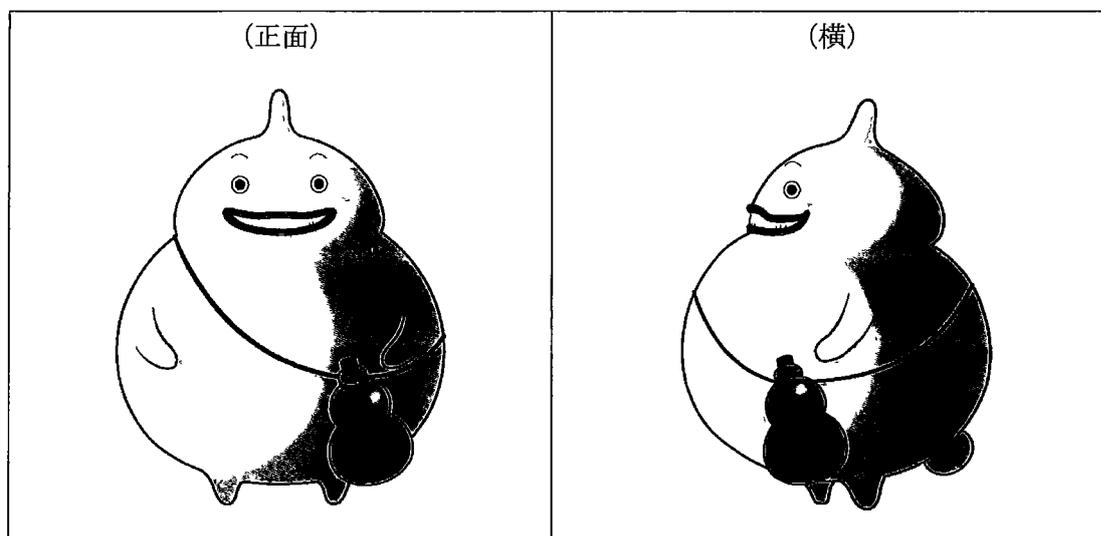
附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

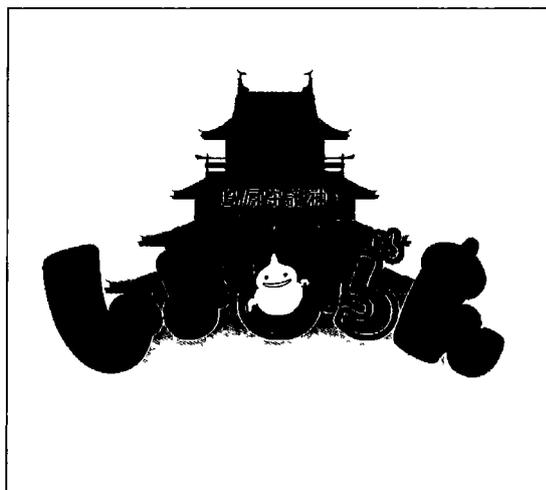
別紙（第2条関係）

島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター「しまばらん」及びロゴマーク基本デザイン

1 島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター「しまばらん」



2 ロゴマーク



様式第1号（第3条関係）

平成 年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所
団体等名称
代表者氏名 印
電 話 番 号

キャラクター等使用承認申請書

島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター等を下記のとおり使用したいので申請
します。

使用対象物件	キャラクター ・ ロゴマーク
使用目的	
使用方法 (販売、配付等)	
使用期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
使用数量	
販売・非売の別	販売（予定小売価格 円） ・ 非売
担当者連絡先	担当者部署・氏名 電話番号 メールアドレス

添付書類

- (1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- (2) 申請者の概要
- (3) その他参考資料

様式第2号（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

島原市長 印

キャラクター等使用承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター等の使用について、申請内容における使用を承認したので通知します。

使用対象物件	キャラクター ・ ログマーク
承認番号	第 号
使用条件	1 島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター「しまばらん」及びログマーク使用取扱要綱を遵守すること。 2 使用（販売）前に完成見本を提出し、確認を受けること。

様式第3号（第5条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

島原市長

印

キャラクター等使用不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター等の使用について、次の理由により不承認としたので通知します。

不承認の理由

様式第4号（第8条関係）

平成 年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所
団体等名称
代表者氏名 印
電話番号

キャラクター等使用内容変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で承認を受けた島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター等の使用の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

	変更前	変更後
使用対象物件	キャラクター ・ ログマーク	キャラクター ・ ログマーク
使用目的		
使用方法 (販売、配付等)		
使用期間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
使用数量		
販売・非売の別	販売 (予定小売価格 円) 非売	販売 (予定小売価格 円) 非売
変更理由		
承認番号	第 号	

※変更内容が確認できる資料等を添付してください。

様式第5号（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

島原市長

印

キャラクター等使用内容変更承認通知書

平成 年 月 日付けで変更承認申請のあった、島原市ふるさと創生島原守護神キャラクター等の使用について、次のとおり変更を承認します。

	変更前	変更後
使用対象物件	キャラクター ・ ログマーク	キャラクター ・ ログマーク
使用目的		
使用方法 (販売、配付等)		
使用期間	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
使用数量		
販売・非売の別	販売 (予定小売価格 円) 非売	販売 (予定小売価格 円) 非売
承認番号	第 号	
特記事項		

様式第6号（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

島原市長

印

キャラクター等使用承認取消通知書

平成 年 月 日付け 第 号で承認した、島原市ふるさと創生島原
守護神キャラクター等の使用について、次の理由により使用承認を取り消したので通知
します。

取消しの理由